

# 鹿嶋市立小学校及び中学校スポーツ施設の開放に関する事務要領

## 1 目的

鹿嶋市立小学校及び中学校のスポーツ施設の開放に関する条例及び同条例施行規則に定める申請手続きや、開放事業の運営に関して必要な事項をこの要領により定める。

## 2 利用団体登録の対象

開放事業により学校スポーツ施設を利用するものは、年度ごとにあらかじめ利用団体登録をし、対象は次の条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する者10人以上で構成され、定期的・継続的にスポーツ活動をする団体であること
- (2) 代表者が成人であること、並びに管理指導員が鹿嶋市在住の成人であること
- (3) 会員全員がスポーツ保険（傷害及び賠償責任保険）等に加入すること
- (4) 各学校スポーツ施設開放運営協議会の決定事項及び利用団体遵守事項を守ること

## 3 利用団体登録の制限

前項の条件をすべて満たす場合であっても、次の条件に該当する場合は、利用団体登録を許可しないものとする。

- (1) 過去に利用団体登録許可の取消を受けてから3年を経過しない団体（名称に関わらず同一団体と推測される場合を含む）
- (2) 未成年を主体として活動する団体が、施設使用時間の終了時刻を21時超で申請した場合
- (3) 体育館内の活動において、フットサル等ボールを足で蹴る行為をする場合

## 4 利用団体登録の申請

別に定めた期間内に、次のものを添付した利用団体登録申請書を、電子フォームへの入力、または、書面のいずれかの方法で提出するものとする。

- (1) 会則又は規約
- (2) 会員名簿
- (3) スポーツ保険加入者名簿等
- (4) 使用料定期減免申請書（該当団体のみ）

## 5 開放する学校スポーツ施設、日及び時間

年度ごとに学校や教育施設課等と協議し、別に定める。

## 6 利用団体登録の調整

利用団体登録は、1団体につき1学校、週に1日、半面、最大3時間、を原則とし、別に定めた期間内に登録を申請した団体による利用団体代表者会議内で、登録希望の重複等を調整する。

登録希望がない施設、日及び時間についてはこの限りではないが、新規団体の希望と重複した場合、原則を超えた登録は変更する。

## 7 利用期間

毎年4月10日から12月26日及び翌年1月4日から3月20日までとする。ただし、この期間内であっても、学校や地域行事等の期間（準備日含む）は利用できない。

## 8 使用料

納付額：1団体1時間あたり体育館・武道館330円、校庭110円、庭球場1面110円（全面・半面に関わらず同額とし、1時間に満たない場合でも1時間とする。）

納付方法：事前に利用券を購入し、利用した日に管理指導日誌に使用時間に応じた利用券を張り付けることで納付したものとする。

取扱場所：各地区公民館及びスポーツ推進課

## 9 利用方法

使用許可申請：毎月、使用する日の7日前までに、学校スポーツ施設開放使用許可申請書を各地区公民館へ提出し、月ごとに使用許可を受ける。

管理指導日誌：利用した月ごとに必要事項を記入（利用券を貼付）し、その翌月中に各地区公民館に提出する。

使用許可を受けたものの利用しなかった日についても、その旨を記入し提出する。

## 10 利用団体の遵守事項

別紙1のとおり

個々の利用者の行為も含まれるので、代表者や管理指導員が責任をもって、会員（保護者含む）に十分周知すること。

## 11 管理指導員

管理指導員とは、教育委員会が委嘱する者で、次の職務を担う。

- (1) 会員に対し、別紙1の遵守事項を厳守するよう適切な指導、監督をすること
- (2) 危険な行為、他人の迷惑となる行為に対し適切な指導、監督をすること
- (3) 利用施設の清掃、用具の整頓等の指導をすること
- (4) 利用施設や設備を破損した場合は、応急処置をするとともに、学校とスポーツ推進課へ連絡をすること
- (5) 利用施設の鍵を管理・保管し、利用終了後、各地区公民館又はスポーツ推進課へ返却すること（スペアキーの作成はしないこと）

## 12 鍵の貸出について

利用団体の管理指導員に、利用施設の鍵を貸出す。貸出の期間は、登録申請の許可の日から3月20日までとし、3月26日までに各地区公民館又はスポーツ推進課へ返却する。

### 13 利用団体登録許可の取消

次に該当する場合は、利用団体登録許可を取り消すものとする。

- (1) 利用団体登録申請書の内容と実態が著しく異なるとき
- (2) 使用許可申請や管理指導日誌の提出が適切に行われていないとき
- (3) 営利を目的とする利用と認められるとき
- (4) 学校スポーツ施設や設備等を破損する恐れがあると認められるとき
- (5) 他の使用者や近隣の在住者の迷惑となる行為であると認められるとき
- (6) 各学校スポーツ施設開放運営協議会の決定事項や別紙1の遵守事項を厳守しないとき
- (7) その他教育委員会が利用団体として不適切であると認めたとき

### 14 利用施設の破損等について

利用する学校の施設や設備、及び鍵の破損又は亡失があった場合、利用団体が弁償の責を負う。

## 利用団体遵守事項

### 1. 利用に当たって

- (1) 利用者は、市に登録した団体の会員であること。未成年のみの利用は不可。
- (2) 利用代表者は、事前に公民館で必ず利用日を申請し、使用許可を受けること。
- (3) 利用者は、申請した利用日、利用開始および終了時刻を守ること。(清掃時間含む)
- (4) 使用中は代表者及び管理指導員の指示に従うこと。
- (5) 使用にあたっては、隣接する住民に夜間の騒音等で迷惑をかけないこと。

### 2. 管理指導日誌の提出

- (1) 使用許可を得た月分について必ず日誌に必要事項を記入し、翌月中に公民館へ提出すること。  
なお、減免対象外の団体は、事前に購入した利用券(シール)を使用時間に応じ日誌に貼ること。
- (2) 購入した利用券は、天災など利用者の責めによらない場合を除き、返金しない。
- (3) 使用許可を受けたが利用しなかった場合、その旨を管理指導日誌に記入し提出すること。

### 3. 体育館について

- (1) 体育館内は飲食禁止。(水分補給用飲料は認めます)
- (2) 体育館内は火気使用禁止。
- (3) 室内用シューズを着用すること。ダンスシューズは床を保護するカバーを必ず使用のこと。
- (4) 利用後は清掃をすること。(可能な限り水分を避けて乾拭きで)
- (5) 点検と戸締まりは充分注意を払い必ず確認すること。鍵の開閉は成人が行うこと。
- (6) ゴミ類は必ず持ち帰ること。忘れ物をしないこと。
- (7) 電気の消し忘れに注意すること。
- (8) ボール蹴り行為(フットサル、シュート・ドリブル・蹴って転がす練習などもすべて)は禁止。

### 4. 校庭・庭球場等

- (1) ゴミ類は必ず持ち帰ること。
- (2) 利用後は整備清掃すること。

### 5. 器具庫内の整理整頓

- (1) 使用する用具以外はみだりに出さないこと。

### 6. 連れの子どもに子守りをつける

- (1) 子どもを連れた利用の場合は、子守りを必ずつけ事故のないよう努めること。  
※器具庫内や舞台などで、遊ばせないこと。

### 7. 物品の破損等について

使用した施設及び器具等を破損した場合、速やかにスポーツ推進課及び学校へ報告すること。  
なお、破損した物は、早急に使用団体が責任を持って補修すること。

### 8. その他

- (1) 学校敷地内は、禁煙です。体育館、校庭及び駐車場内においても喫煙しないこと。
- (2) 自家用車は駐車場へ置き、運動場には車を乗り入れないこと。
- (3) 校門を施錠する学校にあっては必ず閉めて帰ること。
- (4) 車上荒らし等に注意すること。(貴重品は車内に置かない・持てこない)
- (5) 靴などの私物は、目の届く場所に置き個人で管理すること。